



スポーツ庁

スポーツ実施率向上のための行動計画 策定に向けて

平成30年3月26日
スポーツ庁

健康スポーツ分野（検討のイメージ）

※第8回スポーツ審議会総会（平成29年7月7日開催）資料より

【ミッション・目指すべき姿】

スポーツを通じた
健康増進の推進

【主なコンセプト】

経済界や保険者
等と連携した
国民運動

生活に身近な
地方公共団体が
中心となる取組

スポーツを継続させ
るための
環境整備

成人のスポーツ実施率
(週1回)の向上

(65%程度を目標、新たに2,000万人程
度のスポーツ参加機会の増加)

第1弾
(1年を目途)

行動計画

スポーツ参加促進に
向けた新たなアプ
ローチ、国民全体に
対する普及・啓発策

当面の実施率向上
に向けた即効性のある
短期的施策

第2弾
(1年半～2年を目途)

政策パッケージ

制度改正や地方公共団体の
体制整備等の中長期的
な対応策

ターゲット毎の課題に即した
対応策

【主な対象】

ビジネスパーソン
(特に20代～40代)

普段は仕事や家事、育児で忙しく、まとまった時間がとりにくい層。空いている時間を有効活用し、生活導線に運動を組み込む。

女性

10代から40代の女性の実施率が男性と比べて低い現状を踏まえて女性のスポーツ環境を抜本的に改善する。

子供（特に幼児期）

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質、能力を育てるためにも、子供の頃からスポーツの多様な楽しみ方を身につける。

高齢者

高齢者の加齢に伴う生活機能や認知機能の低下等を踏まえ、スポーツを通じて高齢者の体力の増大、疾病及び虚弱予防、疾病改善等に貢献する。

(参考) 第2期スポーツ基本計画で掲げられた政策目標・施策目標

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

(1) スポーツ参画人口の拡大

①若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

[施策目標]

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。

③ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

[施策目標]

官民連携による分野横断的な新たなアプローチにより、ビジネスパーソン、女性、障害者や、これまでスポーツに関わってこなかった人が気軽にスポーツに親しめるようなスポーツのスタイルを提案し、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目指す。

(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

②総合型地域スポーツクラブの質的充実

[施策目標]

住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポーツとしての担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。

このため総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築するとともに、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに、地域に根ざしたクラブとして定着していくため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。

(参考) 第2期スポーツ基本計画で掲げられた政策目標・施策目標

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

【施策目標】

障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり（心のバリアフリー）、共生社会が実現されることを目指す。

このため、障害者が健常者と同様にスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）とすることを旨とする。

② スポーツを通じた健康増進

【施策目標】

健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」及びスポーツの習慣化や健康増進を推進する「ガイドライン」の策定・普及を図るとともに、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

【施策目標】

女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。

スポーツ実施率向上のための行動計画策定に向けた視点

【①「スポーツ」に対するイメージの改革】

- 「スポーツ」の語源は、「deportare」（デポルターレ：「気晴らしをする」「休養する」「楽しむ」といった意味）であるともいわれている。「スポーツ」は一部の競技者だけのものではなく、また、激しい運動や勝ち負けを競うものだけでなく、楽しみながらやるのが「スポーツ」であるという意識の醸成を図っていくべきではないか。
- スポーツ基本計画で掲げた「スポーツで「人生」が変わる！」のような前向きなキャッチフレーズを考えるべきではないか。

【②新たなアプローチ・即効性のある短期的施策】

- 本行動計画において重要な要素である「新たなアプローチ」、「即効性のある短期的施策」について、どのように考えるか。

【③ライフステージ・性別等のそれぞれの課題に対応した対策】

- スポーツ実施率の向上のために重要な「ビジネスパーソン」「女性」「子供（特に幼児期）」「高齢者」を主な対象としつつ、障害者も含め、セグメント毎の課題に対応した対策をまとめてはどうか。
- また、セグメントを横断する共通の取組は、「全体に共通する取組」としてまとめてはどうか。

【④スポーツをするフェーズに合わせた取組】

- スポーツを実施していない者については、一定の無関心層が存在する。これらの層に対しては、そもそも情報が届いていないためにスポーツに対する理解がないことが課題であることから、発信する情報をまずは届けることが必要ではないか。
- 現在、スポーツを実施していない者が、スポーツを実施するまでのフェーズ毎に、「スポーツをする気にさせる施策」「スポーツをするために必要な施策」「スポーツを習慣化させるための施策」として、整理を行ってはどうか。

【⑤取り組むべき主体の明確化】

- それぞれの施策について、取り組むべき主体について、どのように考えるか。
- 官民連携の必要性も訴えかけていくべきではないか。

【⑥東京オリンピック・パラリンピック等のメガスポーツイベントと連携した機運の醸成】

- 2020年の東京オリンピック・パラリンピック、その前年（2019年）のラグビーワールドカップ、翌年（2021年）のワールドマスターズゲームズ関西という我が国開催のメガスポーツイベントも活用した普及広報策を検討し、機運の醸成を図ることを目指すべきではないか。

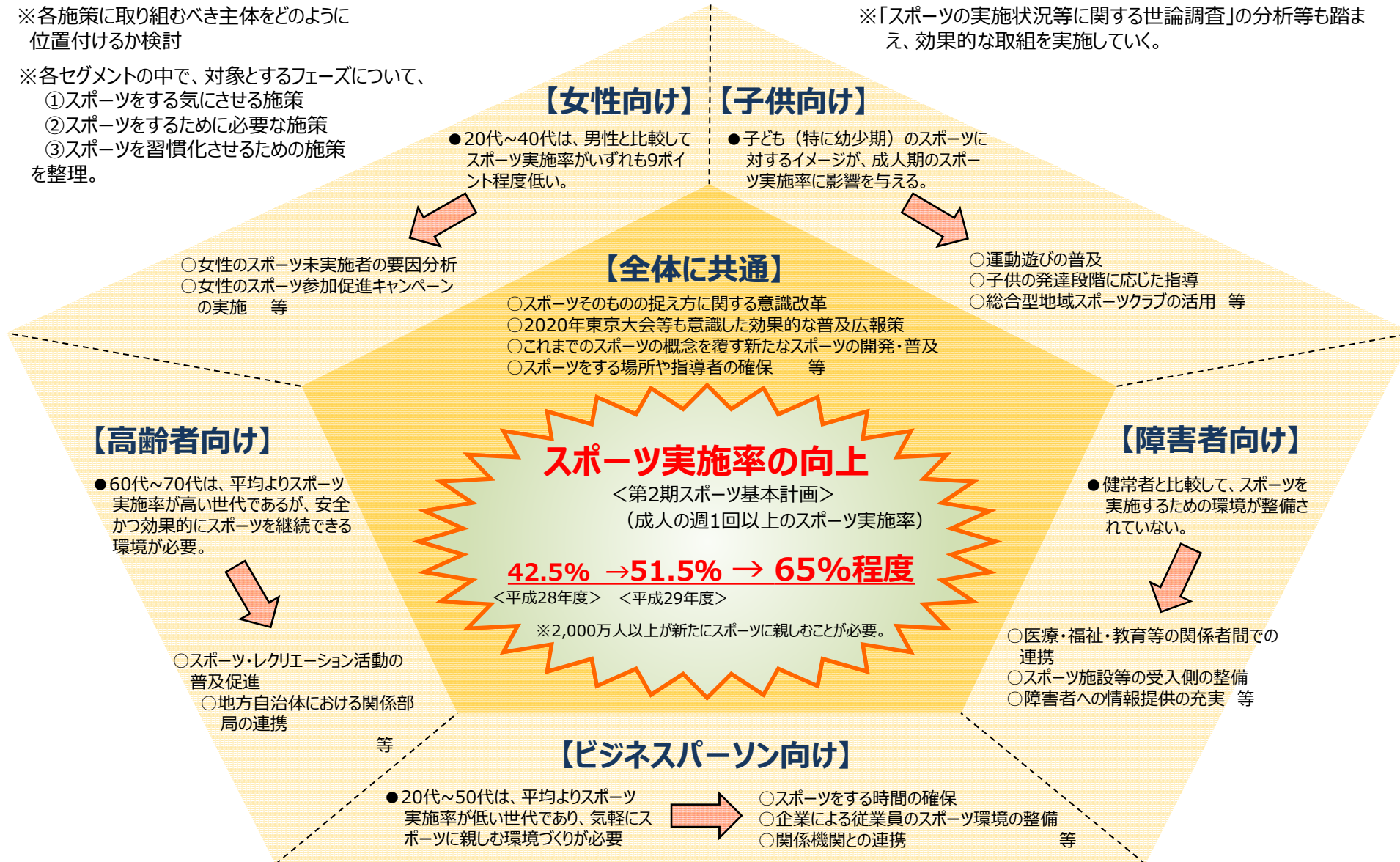
スポーツ実施率向上のための行動計画のイメージ

※各施策に取り組むべき主体をどのように位置付けるか検討

※各セグメントの中で、対象とするフェーズについて、

- ①スポーツをする気にさせる施策
- ②スポーツをするために必要な施策
- ③スポーツを習慣化させるための施策を整理。

※「スポーツの実施状況等に関する世論調査」の分析等も踏まえ、効果的な取組を実施していく。



1人でも多くの人
がスポーツに親しむ社会の実現



「スポーツ・イン・ライフ」を目指す！
(生活の中に自然とスポーツが取り込まれている状況)